

◎新潟県告示第1115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成26年7月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市上内竹438番地	仲川 重平 (理事長)
〃	〃 諏訪町3丁目6番19号	長谷川堅司
〃	〃 五十公野1928番地甲	齋藤 常雄
〃	〃 古寺99番地	藤間 信孝
〃	〃 五十公野5140番地	平野 眞市
監事	新発田市五十公野4904番地5	高橋 寅男
〃	〃 下内竹449番地	加藤 研一

就任年月日 平成26年7月1日

2 退任

理事	新発田市五十公野4802番地の甲	木下 誠一 (理事長)
〃	〃 新発田市上内竹438番地	仲川 重平
〃	〃 諏訪町3丁目6番19号	長谷川堅司
〃	〃 五十公野1928番地甲	齋藤 常雄
〃	〃 古寺99番地	藤間 信孝
監事	新発田市五十公野4904番地5	高橋 寅男
〃	〃 丑首149番地	肥田野武喜

退任年月日 平成26年6月30日